記 入 例

（その2）

	順路	算出の基礎となる特別急行列車等 特別急行列車等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	特別料金等の額の算出基礎 回数券その他	定期券	特別料金等2分の1相当額 回数券その他	定期券	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者認印	支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可）	備考
特別急行列車等利用者	1	新幹線	出水 ～ 鹿児島中央	定期券		214, 680円（6箇月定期）	円	107,340 円（ 6 箇月）	17,890 円	平成 25年 4月から 平成 26年 3月から	㊞	1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12	
	改正					220, 810円（6箇月定期）	円	110,405円（ 6 箇月）	18,400円	平成 26年 4月から 平成 年 月まで	㊞	1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12	
	2						円	円（ 箇月）	円	平成 年 月から 平成 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正						円	円（ 箇月）	円	平成 年 月から 平成 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
		1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額							17,890 円	平成26年 4月 1日 改正	18,400円	平成 年 月 日 改正	円
		1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき				20,000円×[箇月]＝ 円				平成 年 月から 平成 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	所属長の確認・決定（ 改 定 ）欄	備考
支給額	307,260 円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	307,260 円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	平成 25年 4月 1日 所属長 校 長 氏名 薩摩 太郎 ㊞	
平成 26年 4月 1日 改正	315,965円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	315,965円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	平成 26 年 4 月 1 日 所属長 校 長 氏名 薩摩 太郎 ㊞	
平成 年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	平成 年 月 日 所属長 氏名 ㊞	

決定事項

条例第11条第1項 該当・非該当
☑ 該当 （□規則第5条）
□ 非該当
理由（ ）

手当額の決定
条例第11条第2項
□第1号 □第2号 ☑第3号
□規則第8条の2
（通勤所要回数 回）
規則第8条の3
☑第1号 □第2号 □第3号
条例第11条 ☑第3項 □第4項

	返納事由 規則第16条の2第1項	返納事由発生年月	返納対象普通交通機関等（特別急行列車等）	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額）の算出基礎	払戻金相当額（払戻金2分の1相当額）	取扱者認印	備考
1	□ 第1号 □ 第3号 □ 第2号 □ 第4号	平成 年 月			円		
2	□ 第1号 □ 第3号 □ 第2号 □ 第4号	平成 年 月			円		
3	□ 第1号 □ 第3号 □ 第2号 □ 第4号	平成 年 月			円		
1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55, 000円を超えていた場合（1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20, 000円を超えていた場合）規則第16条の2第2項第2号（第3項第2号）の月数と知事が人事委員会と協議して定める額(算出基礎)		平成 年 月	（算出基礎）		円		
		平成 年 月	（算出基礎）		円		

注 特別料金等 の額に改定があった場合における「特別急行列車等の認定期間」の欄の「平成 年 月まで」は，改定があった月（定期券の通用期間中であるときは，支給単位期間等に係る最後の月）を記入すること。